

公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している計 78 施設のうち、8 施設の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日に満了します。

本年度、これらの施設に令和 6 年度から指定管理制度の導入が必要となる 2 施設を加えた 10 施設について、次のとおり指定管理者候補者となる団体を募集します。

1. 指定管理者候補者の募集方法について

○公募する施設 0 施設

○非公募とする施設 10 施設

※「指定管理者制度の運用に関する方針（平成 27 年 6 月策定）」に基づく非公募の判断基準

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設
- (2) 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設
- (3) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設
- (4) 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第 3 セクター（50%以上出資）が指定管理者となっている施設
- (5) P F I 事業者が指定管理者となる施設
 ただし、当初の指定期間の終了以後、指定管理者を募集する場合は、原則として公募とします。
- (6) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設

2. 指定管理期間について

5 年を基本とします。ただし、「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設については 2 年を基本とし、見直しの方針に沿った取組を進めていきます。

※個別の事情により、基本の期間を変更することがあります。

3. 非公募とする施設（10 施設）

(1) P F I 事業者が指定管理者となる施設【判断基準(5)】

(指定管理期間：15 年)

No	施 設 名	施設担当課	指定管理者候補者
1	出雲市総合体育館	文化スポーツ課	出雲アリーナパートナーズ(株)

※PFI 事業者が管理運営を行う施設。

- (2) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設【判断基準(6)】
(指定管理期間：11か月)

No	施設名	施設担当課	指定管理者候補者
2	定住促進住宅(エスポワール小松)	建築住宅課	島根県住宅供給公社

※島根県住宅供給公社から令和6年5月に無償譲渡を受ける施設。今後、現在指定管理を行っている他の市営住宅の募集時期に合わせて一括で指定管理を行っていくため、指定管理期間を11か月とする。
(期間:令和6年5月～令和7年3月)

- (3) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設（8施設）【判断基準(1)】
(指定管理期間：2年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
3	出雲平成温泉	健康増進課	NPO法人川と湖いきいき神西
4	ひかわ美人の湯	観光課	株MILまね
5	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房A棟)	観光課	ひかわ食品加工(株)
6	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房B棟)	観光課	株MILまね
7	タラソテラピー(海洋療法)施設	観光課	株多伎振興
8	佐田スポーツセンター	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
9	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」		
10	スサノオホール		

※No4～6の施設は、いりすの丘公園の利活用事業者の公募状況によって募集の取り止めや指定管理期間を短縮することがある。

※佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」は、見直し対象の佐田スポーツセンターとスサノオホールとの一体的な指定管理として一括で募集する。

4. 今後のスケジュール

	非公募施設 2 施設 (出雲市総合体育館、定住促進住宅)	非公募施設 8 施設 (見直し対象施設)
8月	申請期間 (8月下旬～10月初旬)	
9月		
10月		
11月	指定管理者候補者選定委員会	申請期間 (11月下旬～1月初旬)
12月	議案提出	
1月		
2月		指定管理者候補者選定委員会
3月		議案提出